

令和2年4月27日 15時30分
資料配布 近畿地方整備局

建設業法第28条の規定に基づく監督処分について

近畿地方整備局は、株式会社クライスに対して建設業法の規定に基づく指示処分を行いました。

1. 処分対象業者

商号：株式会社クライス

2. 処分内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

3. 処分理由

株式会社クライス及び同社の代表取締役が労働安全衛生法違反により、それぞれ罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省 近畿地方整備局

建政部 建設産業第一課 課長 たかぎ 高城 たつや 辰哉 (内線6141)

課長補佐 とうじょう 東條 ともゆき 智行 (内線6144)

電話 06-6942-1141(代)
06-6942-1059(夜間直通)

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省近畿地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商 号：株式会社クライス
許 可：国土交通大臣許可（般－3 1）第 2 7 4 3 1 号
代 表 者：佐野 照久
主たる営業所：大阪府池田市豊島南 1－1 5－1 8

2. 処分内容

建設業法第 2 8 条第 1 項の規定に基づく指示処分
（内 容）

- 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
 - 施工現場等における安全管理体制の調査点検を行うとともに、安全管理体制の整備・強化を図ること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下、「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修等を行うこと。
- 前項各号について講じた措置（前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

3. 処分理由

株式会社クライスは、1 次下請として請け負った兵庫県神戸市内のマンション改修工事において、平成 3 0 年 4 月 1 9 日、労働者に足場組立作業を行わせるに当たり、労働者が安全に昇降するための設備等を設けず、もって労働者が墜落するおそれのある場所に係る危険を防止するための必要な措置を講じなかった。

これにより、同社及び同社の代表取締役が令和元年 6 月 6 日付けで労働安全衛生法違反により、越谷簡易裁判所からそれぞれ罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第 2 8 条第 1 項第 3 号に該当すると認められる。